平成２２年（フ）第７４６６号
大阪府寝屋川市寝屋新町14番18号
債務者　植田　真希
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８３号
大阪府豊中市西緑丘１丁目１番19―213号
債務者　藤井加津子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９８号
大阪府豊中市柴原町２丁目３番15―505号、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町２丁目８番25号
債務者　岩田　茂樹
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２７号
大阪市平野区長吉出戸２丁目25番23―805号
債務者　宝満　重美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２９号
大阪市生野区中川西２丁目１番25号　村岡マンション
債務者　岩佐　正勝
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７号
岡山県倉敷市福田町福田82番地７
債務者　田中　友樹
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２号
山口県萩市大字椿2868番地
債務者　金田　一美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４５号
山口県萩市大字椿東4182番地
債務者　水津多加志
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４８号
山口県萩市大字椿東3150番地８　メゾン八江萩102号室、前住所山口県萩市大字土原330番地１
債務者　藤原美智利
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第８０号
青森県十和田市大字奥瀬字下川目127番地２
債務者　張摩　明好
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第４２４号
埼玉県行田市矢場１丁目１番８号
債務者　笹本　雅巳
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１０６号
千葉県船橋市本町７丁目14番７号
債務者　畑中　容子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５５号
千葉県市原市能満1867番地132
債務者　遠藤　静一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６４号
千葉県市原市五井中央西１丁目７番地１レオパレスナイス五井812―404号
債務者　津田　初江
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９２号
千葉市中央区道場北１丁目20番20号
債務者　石橋　雪江
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１３号
千葉県市原市君塚４丁目11番地５　立石ハイツＡ―202号
債務者　堤田　幸武
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２号
千葉県成田市並木町44番地21　金杉アパート203号
債務者　青柳　順子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部